

平成28年4月1日から制度改正されました!!

経営者ご自身の  
「現役引退後の生活資金」のことを  
お考えですか?

ゆとりある老後に…



「年金だけでは不十分で不安」  
「自分で積み増しするには？」  
そんな時に!!

# 小規模企業共済

小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が  
廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

制度改正でより便利に、より有利になりました。

## 制度の特長

本制度は、小規模企業共済法に基づき、国がつくった「経営者の退職金制度」です。

### 1 全国128万人が加入

昭和40年に発足した実績ある制度で、現在は全国の経営者約128万人が加入しています。(H28.3末現在)

退職金の準備を  
中小機構が  
お手伝いします。

### 加入できるのは…

常時使用する従業員が20人以下（宿泊業・娯楽業を除くサービス業、商業では5人以下）の個人事業主、個人事業主の共同経営者、又は会社等の役員の方が対象です。

例えば、毎月の掛金を3万円とした課税対象所得400万円の方の場合は、年間約11万円の節税になります。

### 2 掛け金は全額所得控除

掛け金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

### 3 受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

退職所得控除だと勤続年数（共済では契約年数）×40万円が非課税になります（20年を超える分は年70万円）。

他にもこんな特徴があります。

契約者貸付けの利用が可能

契約者（一定の資格者）の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

共済金の受給権は差押禁止

共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

※詳しくは、ホームページまたはパンフレットをご覧ください

国がつくった  
経営者のための  
退職金制度です!

〔すでに本制度に加入されている方は…〕 共済制度の運営機関

掛金月額1,000円～70,000円の範囲内で自由に設定できます(500円きざみ)。

中小機構

小規模企業共済 検索

[www.smrj.go.jp/skyosai](http://www.smrj.go.jp/skyosai)

お申し込み・お問い合わせは…

丸亀商工会議所 TEL22-2371/FAX22-2859

共済キャラクター  
きょうこちゃん

まだ商工会議所の会員でない方を、ぜひご紹介ください。